

千葉市下水道用鋳鉄製マンホールふた 製造工場指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市が使用・管理する鋳鉄製マンホールふたを製造しようとする工場を指定するために必要な事項を定めるものとする。

(マンホールふたの品質)

第2条 マンホールふたは、千葉市制定のマンホールふたに関する仕様書の品質基準に適合するものでなければならない。

(指定工場の条件)

第3条 工場は次に掲げるマンホールふたに関する試験設備等を設置したものでなければならない。

但し、試験設備のうち荷重試験設備及び圧力解放耐揚圧性能試験設備（ふた浮上時の車両通行試験設備・内圧低下後のふた収納性試験設備）については当該工場に設置されていなくても常に試験をすることができる状態であればよいものとする。

また、公益社団法人日本下水道協会のマンホールふたの認定工場であることを条件とする。

(1) 試験設備

(イ) 引張試験設備

(ロ) 硬度試験設備

(ハ) 荷重試験設備

(ニ) 圧力解放耐揚圧性能試験設備

(2) 溶解設備

(指定の申請)

第4条 指定申請は随時受け付けるものとし、指定を受けようとする者は、千葉市鑄鉄製マンホールふた製造工場指定申請書（別紙様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

- (1) 営業所一覧
- (2) 指定を受ける工場の所在地及び設備等について記載した書面
- (3) 経営事項一覧表
- (4) 法人にあっては、登記簿謄本
- (5) 第3条の条件を証明するもの
- (6) 製作図
- (7) 仕様書に規定する性能を証明する成績証明書類及び写真
- (8) 仕様書に規定する試験状況を確認できる動画媒体
- (9) 下水道用資器材製造工場認定証の写
- (10) 下水道用資器材認定工場による自主検査証明書

2. 申請書の提出部数は正本一通とし、提出先は下水道経営課とする。

(指定)

第5条 申請書の審査は、別途定める下水道建設検討委員会にて行い、書類審査に合格したものについては、申請者に通知とともに工場指定証を発行する。
なお、市が必要と認める場合、工場及び製品に関し実地確認を行うことができるものとする。

(指定の有効期間)

第6条 指定の有効期間は3年間隔で、あらかじめ定める日までとする。

(更新の申請)

第7条 指定を受けた者が、指定の有効期間満了に伴いその期間の延伸を希望する場合、予め更新の申請をしなければならない。更新を行わない場合は指定を失効する。

(変更の届出)

第8条 指定を受けた者は、次に掲げる事項に変更があったときは20日以内にその旨を届けなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 工場等の名称及び所在地

(指定の取消し等)

第9条 指定を受けた者が次の各号に該当するときは、指定の取消又は一定期間停止することができるものとする。

(1) 申請書類に事実と異なる事項を記載したとき。

(2) 第2条に規定する品質基準に適合しない粗悪な製品を製造販売したとき。

(3) 納品された製品に重大な瑕疵が認められたとき。

(4) 本人(代表者)又は使用人がマンホールふたの製造及び販売に関して贈賄行為その他不正行為により起訴されたとき。

(5) 公益社団法人日本下水道協会より、認定工場としての認定が取り消されたとき。

(疑義)

第10条 この千葉市下水道用鋳鉄製マンホールふた製造工場指定要綱に定める事項及び定めのない事項について疑義を生じたときは、別途協議して定めるものとする。

附則 この要綱は昭和56年10月 1日より実施する

附則 (平成 4年12月 1日 一部改正)

附則 (平成 7年 9月25日 一部改正)

附則 (平成10年12月19日 一部改正)

附則 (平成11年12月16日 一部改正)

附則 (平成13年 4月 1日 一部改正)

附則（平成 1 5 年	4 月	1 日	一部改正）
附則（平成 2 0 年	1 月 2 5 日		一部改正）
附則（平成 2 3 年	1 月	5 日	一部改正）
附則（平成 2 5 年	4 月	1 日	一部改正）
附則（令和 4 年	9 月 1 3 日		一部改正）
附則（令和 8 年	9 月	7 日	一部改正）